子ども手当法案に関する質問主意書

政府は 「国民の生活が第一。」の掛け声と共に新たな政策を推し進めようとしている。

その 「国民の生活が第一。」の政策実行のひとつに「子ども手当の創設」がある。

「子ども手当の創設」に関する法整備は、 民主党が平成十九年十二月二十六日参議院提出の、 「子ども手当

法 (案)」がその叩き台となるものと考えられるが、民主党提出の「子ども手当法 (案)」の中において、

(定義)

第三条 この法律において「子ども」とは、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者

をいう。

2 上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 この法律にいう「父」には、 母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実

第二章 子ども手当の支給

(支給要件)

第四条 子ども手当は、 次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。

- 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
- 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者
- \equiv 子どもを監護し、 と生計を同じくしない子どもを監護し、 かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、 かつ、その生計を維持するもの 父母に監護されず又はこれ
- 2 を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 前項第一号又は第三号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である子どもを監護し、 つ、これと生計を同じくするときは、 当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計 カゝ

とある。

当法 条 この民主党提出の 右、 (支給要件) (案)」を、どのように判断するか。また、「子ども手当法(案)」で、日本国の国籍条件を受給資格 民主党提出の「子ども手当法(案)」において「子ども手当法 等の子ども手当受給対象において、 「子ども手当法 (案) 」 の日本国の国籍条件を受給資格とすることが欠落した「子ども手 明らかに日本国の国籍条件が見受けられない (案)」の第三条 (定義)、及び第四 が、 政府は、

とすることが欠落した法案を審議するにあたって、現行の各種法律、及び行政運用において、さまざまな問